

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 10 月 15 日現在

機関番号：26402

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885036

研究課題名(和文)わが国の企業におけるコーポレート・ガバナンスのモニタリングの有効性

研究課題名(英文)The efficiency of corporate governance monitoring in Japanese firms

研究代表者

上村 浩(Uemura, Hiroshi)

高知工科大学・経営学部・講師

研究者番号：10710189

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、日本企業のコーポレート・ガバナンスにおけるモニタリングの有効性について、特にガバナンスの独立性および専門性に焦点を当ててこれを検証することである。本研究では、ガバナンスの質を測定する代理変数として独立性と専門性を取り上げ、これらが内部統制の質(モニタリングの有効性)に影響するかを検証している。実証分析の結果、ガバナンスの属性のうち、特に専門性の高さが内部統制の質および内部統制の質の是正にポジティブな影響を及ぼすことが示された。

研究成果の概要(英文)：This study examines the relationship between corporate governance attributes and the quality of internal controls. The empirical result shows that the boards' expertise has a positive correlation with the quality of internal controls.

研究分野：会計監査

キーワード：内部統制 コーポレート・ガバナンス

1. 研究開始当初の背景

(1) 企業会計審議会が内部統制部会を組織したのは2005年である。この当時西武鉄道、あるいはカネボウの事件に見られるように、財務報告の不実記載、粉飾決算が頻発し社会問題化していた。規制当局は、これらの事象の背景に企業の内部統制の整備・運用の問題、またコーポレート・ガバナンスによるモニタリングの問題が存在していると考え、関連する基準および法整備の見直しを含めた議論を本格的に開始した。

(2) 当時、関連する規制当局(法制審議会、企業会計審議会等)は、財務報告の不実記載、粉飾決算の問題について、大きく二つの観点から対応策を検討していた。第1は、企業の内部統制の整備・運用状況に関するものである。これは、内部統制を整備・運用する責任の所在はどこにあるのか、また内部統制の整備・運用状況をどのように監視するのかといった問題を内包している。第2はコーポレート・ガバナンスによるモニタリングの有効性に関するものである。これは、特に取締役会の機能の問題、特に取締役会の独立性の問題を内包している。内部統制の問題は、内部統制監査制度の導入(2008年4月1日以降開始の事業年度から)またガバナンスの問題は、会社法の改正(監査等委員会設置)といった具体策が提示された。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、日本企業のコーポレート・ガバナンスにおけるモニタリングの有効性について、特にガバナンスの独立性および専門性に焦点を当ててこれを検証することである。日本企業のコーポレート・ガバナンスに焦点を当てる背景には、近年の会計不祥事を取り巻く議論、特に会社法改正および監査基準改定の動きが存在する。

(2) オリンパス事件に代表される近年の会計不祥事は、会社法改正の議論にまでその影響が及んでいる。会社法改正の議論は、特に企業のコーポレート・ガバナンスを構成する者の独立性の問題に焦点が当てられている。この議論の背後には、企業の不祥事、特に経営者が関連する不祥事に対応するためには、ガバナンスの独立性を高めることによって、監視機能(モニタリング)の質を向上させる必要があるといった主張が存在する。ここで、内部統制基準によれば内部統制とは「財務報告の信頼性」をはじめとする4つの目的を達成されていることについて、合理的な保障を得るために業務に組み込まれ、組織内すべての者によって遂行されるプロセスである。また監視機能は、内部統制の6つの基本要素の1つである。したがって、独立性を高めることによってガバナンスのモニタリングの有効性が高まるのであれば、内部統制の質は向上するものと考えられる。以上から、本研究

では、ガバナンスの質を測定する代理変数として独立性と専門性を取り上げ、これらが内部統制の質に影響するかを検証することとする。

3. 研究の方法

(1) 内部統制監査制度に関する研究において、特に内部統制の質に焦点を当てる研究では、内部統制の重要な不備の決定要因(内部統制の重要な不備を開示する要因)を検証している。Ge and McVay (2005)、Doyle et al. (2007)、Ashbaugh et al. (2007)によれば、企業規模、組織構造および業務プロセスの複雑性、収益性等は内部統制の重要な不備の開示の要因である。さらに、Krishnan (2005)、Doyle et al. (2007)、Hoitash et al. (2009)は、監査委員会の専門性が低い企業および監査委員会の規模が小さい企業、すなわちコーポレート・ガバナンスの質が低い企業ほど内部統制の重要な不備を開示することを明らかにしている。ここで監査委員会の専門性は、主として委員会メンバー個々の経歴(例えば会計士であるか否か等)によって測定されている。

(2) 本研究では、ガバナンスの専門性については、先行研究で示されているものと同様に、取締役メンバーの経歴によって測定している。また独立性については、取締役人数に対する社外取締役(比率指標)によって測定している。また専門性については、各取締役の経歴を3つの観点から(会計専門性、マネジメントの専門性、内部統制に関する専門性)調査し、これを定量化することにより測定している。一方、内部統制の質については、内部統制の重要な不備の開示の有無および開示された重要な不備の是正の有無によって測定している。先行研究で示される内部統制の質に影響する様々な要因をコントロールしてもなおガバナンスの質が重要な不備の開示および不備の是正と正の相関を有するという結果が示されるならば、この結果は、規制当局の議論の方向性および対応策を支持するものである。

(3) 本研究で利用するサンプルは、2009年から2011年の日本の上場企業、9458 firm-year で構成される。企業の財務データはNEEDS Financial QUESTから、また監査報告書、内部統制報告書等についてはEDINETから、さらにコーポレート・ガバナンスに関するデータは「役員四季報(東洋経済新報社)から取得した。重要な不備を開示した企業は、2009年には117社(3.34%)、2010年には58社(1.62%)であった。

4. 研究成果

(1) 表1は、重要な不備を開示した企業群(SD disclosure group)と非開示企業群

(Control Group)とにわけて、分析に含められる各変数の記述統計量および各変数の平均の差の検定結果を示したものである。これを見ると、重要な不備を開示する企業は、規模が小さく(LNSIZE)収益性が低い(ROA)。これらの結果は先行研究の結果を支持するものである。一方で、コーポレート・ガバナンスについては、専門性(EXPERT)には群間で差がみられないものの、独立性(OUTSIDE)については、内部統制の重要な不備を開示した企業の方が高いと考えることができる。このような結果が生じた理由はなんだろうか。これについて本研究では、ガバナンスの質と重要な不備の開示との因果関係が先行研究とは異なる、すなわち内部統制監査制度が導入されて以降、内部統制に問題がある企業は、これに対応するためにガバナンスの質を高めるといった動機を有するという仮説を設定した。これにより、「内部統制の重要な不備の開示は、ガバナンスの質に影響する」という仮説に基づいて以降の分析を進める。

表 1

variable	SD disclosure group (N=127)			Control Group (N=9,321)			differences t or (z)
	mean	median	std.dev.	mean	median	std.dev.	
TO	0.32	0.38	0.46	0.14	0.00	0.34	5.51 ***
RESTATEMENT	1.36	1.01	2.58	0.09	0.00	0.28	2.18 **
M&A	0.12	0.00	0.32	0.07	0.00	0.25	7.71 ***
GC	0.25	0.22	0.42	0.03	0.00	0.16	17.44 ***
ROA	-22.08	1.81	20.35	1.72	1.03	1.28	-17.36 ***
CFO/A	-2.33	1.81	19.02	6.01	7.51	10.03	-10.22 ***
GROWTH	-4.59	-1.21	12.04	1.36	0.78	20.53	-2.98 ***
DEBT	57.61	58.36	38.67	49.18	49.91	21.09	11.98 ***
LNSIZE	9.32	9.34	1.89	10.47	10.31	1.71	-6.31 ***
LNSUB	1.65	1.61	1.22	1.88	1.79	1.31	-1.44
LNSSEGMENTS	1.29	1.22	1.17	1.67	1.69	0.74	-2.51 **
FOREIGNSALES	8.99	0.88	20.32	9.76	4.78	18.42	-0.81
MTB	0.64	0.55	1.24	0.82	0.72	1.02	-5.92 ***
R&D	1.92	1.29	3.22	3.01	3.24	1.88	-2.92 **
BOARDSIZE	9.47	8.88	3.55	12.65	11.99	4.22	-4.87 ***
OFFICE	5.04	4.52	3.02	6.51	5.54	3.44	-4.69 ***
OUTSIDE	12.77	11.25	14.85	9.88	4.48	12.16	4.15 ***
EXPERT	11.22	8.39	11.10	10.11	9.34	9.52	1.49
DIRECOWN	11.22	10.14	14.88	9.73	10.05	14.38	1.14
HIGHSHARE	30.88	31.55	19.56	24.77	20.99	26.88	3.02 ***
FOREIGNOWN	3.62	1.41	5.26	7.59	3.95	6.38	-3.62 ***
BANKING	8.46	5.29	10.34	18.25	9.67	15.29	-7.26 ***
TRUST	0.92	0.00	1.99	1.95	0.89	3.57	-2.89 **
BIG4	0.02	0.01	0.14	0.03	0.00	0.16	-25.91 ***
AUDITORS	11.39	9.22	8.63	14.22	12.01	11.74	-8.71 ***

Asterisks ***, **, indicate two-tailed significance at the 0.10, 0.05, 0.01 levels, respectively.

(2) 表2は、上述の仮説を検証するためのモデルに基づいて回帰分析(プロビット分析)の結果を示している(一部抜粋)。

表 2

	Probit Regression											
	Panel A: Model (1)			Panel B: Model (2)			Panel C: Model (3)					
	Predicted sign	Coeff.	Std.Err.	Z-value	Predicted sign	Coeff.	Std.Err.	Z-value	Coeff.	Std.Err.	Z-value	
CONSTANT		-0.653	0.180	-3.620 ***		-4.607	0.166	-27.750 ***		-4.492	0.161	-27.940 ***
SD _t	□	0.482	0.125	3.772 ***	?	0.139	0.198	2.552 **		0.656	0.112	5.852 ***
OUTSIDE _t	□	0.002	0.001	1.180								
EXPERT _t	?	-0.014	0.001	-2.135 **								

これを見ると重要な不備の開示(SD)は、開示翌期の代表取締役の交代(TO)および開示翌期の社外取締役比率(OUTSIDE)と正の相関を有する。この結果は、内部統制に問題がある企業は、早急にこれを是正するために代表取締役の交代といった重要な意思決定を行う傾向にある。また同様に重要な不備の開示は、ガバナンスの独立性を高めるといった構造変化をもたらす。ここで次のリサーチ・クエスションは、「ガバナンスの構造変化が内部統制の質の改善に影響するのか」というものである。これらの変化が効果的なものであれば、内部統制の問題は短期的に是正すると考えられる。

(3) 表3は、(2)で提示した研究課題を検証するためのモデルに基づいた回帰分析の結果(ロジステック回帰)を示している。サンプルは内部統制の重要な不備を開示した企業で構成されている(165 firm-year)。

表 3

	Logistics Regression						
	Predicted sign	Panel A: Model (3)			Panel B: Model (4)		
		Coeff.	wald		Coeff.	wald	
CONSTANT		4.523	6.880 **	3.310	7.705 **		
TO _t	□	-2.788	2.294	-2.147	1.963		
ΔOUTSIDE _t	?	-0.181	3.975 **	-0.115	2.962 *		
ΔEXPERT _t	?	0.776	7.451 **	0.599	4.989 **		

これを見ると、代表取締役の交代は翌期の重要な不備の是正(REMEDIATE)と相関を有するとは言えず、さらに社外取締役比率の増加(OUTSIDE)は翌期の重要な不備の是正と負の相関を有する。したがってこれらのコーポレート・ガバナンスの構造的変化は、内部統制の質の短期的な是正には影響しないと考えられる。一方ガバナンスの専門性を高めること(EXPERT)は、翌期の重要な不備の是正と正の相関を有する、すなわち内部統制の重要な不備はガバナンスの専門性を高めることによって短期的に是正する可能性がある。

(4)本研究では追加検証として、監査報酬の変化(CHNAGEFEE)を従属変数としたモデルを構築し、これと重要な不備の開示の是正およびガバナンスの構造変化との関係を検証した。表4はこの検証の結果を示している。これを見ると、内部統制の重要な不備の是正は、監査報酬の増分と負の相関を有する。内部統制の改善は監査人が識別するコントロール・リスクが低減することを意味し、監査リスク・モデルの理論に基づけば監査報酬の低減をもたらす可能性が高い。一方ガバナンスの構造変化と重要な不備の是正のインタラクションを見ると、重要な不備の是正とガバナンスの専門性の変化とのインタラクション(REMEDIATE* EXPERT)のみが監査報酬の増分と負の相関を有する。この結果は、独立の監査人が、内部統制の改善を伴うガバナンスの変化について、特に専門性に反応している可能性が高いことを示唆する。またこれらの結果は、(3)の検証結果の頑健性を確保するものであり、本研究の仮説を支持するものである。

表 4

	OLS Regression				
	Model (5)			Model (6)	
	Panel A: DV=CHANGEFEE	Panel B: DV=CHANGEFEE			
Predicted sign	Coeff.	t-value	Coeff.	t-value	
CONSTANT		0.379	2.444 **	0.795	2.583 **
TO:	0	0.062	0.593	0.060	0.557
REMEDATE:	0	-0.245	-2.285 **	-0.532	-2.551 **
REME*TO:	0			0.173	1.617
REME*OUTSIDE:	0			0.108	0.928
REME*EXPERT:	0			-0.227	-1.750 *
AOUTSIDE:	0	0.032	0.276	0.053	0.527
AEXPERT:	0	-0.214	-0.449	-0.243	-0.229

(5)以上から、本研究の結論は、内部統制の構成要素であるモニタリングの有効性を高めるコーポレート・ガバナンスの属性は、専門性である、というものである。現在わが国のガバナンスに係る議論は、ガバナンスの独立性に焦点が当てられている。しかし、本研究の検証結果は独立性というよりはむしろ専門性が重要であることを示唆している。本研究の限界はコーポレート・ガバナンスについて、取締役会のみにも焦点を当てている点にある。したがって、他の機関、例えば監査役会、あるいは監査委員会を含めた検討を行うことは今後の研究課題である。

<引用文献>

Ashbaugh-Skife, H., D.W. Collins, and W.R.Kinney, Jr. 2007. The Discover and Consequences of Internal Control Deficiencies prior to SOX-Mandated Audits. *Journal of Accounting and Economics* 44:166-192.

Doyle, J.T., W. Ge, and S. McVay. 2007. Accruals Quality and Internal Control over Financial Reporting. *Accounting Review*

82:1141-1170.

Ge, W., and S. McVay. 2005. The Disclosure of Material Weaknesses in Internal Control after the Sarbanes-Oxley Act. *Accounting Horizons* 19:137-158.

Hoitash, U., R. Hoitash, and J. C. Bedard. 2009. Corporate Governance and Internal Control over Financial Reporting: A Comparison of Regulatory Regimes. *The Accounting Review* 84: 839-867.

Krishnan, J. 2005. Audit Quality and Internal Control: An Empirical Analysis. *The Accounting Review* 80:69-675.

企業会計審議会 2007. 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」, 企業会計審議会。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 2 件)

日本会計研究学会第73回全国大会
横浜国立大学 2014年9月。

アメリカ会計学会 Annual Meeting
アトランタ, ジョージア州 2014年8月。

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上村 浩 (UEMURA, Hiroshi)

高知工科大学・経済・マネジメント学群・
講師

研究者番号：10710189

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：